

令和 4 年度 事業計画書

社会福祉法人よいち福祉会

目 次

法人本部	1
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち	4
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり	9
デイサービスセンター フルーツ・シャトーよいち	13
デイサービスセンター ぷらっとよいち	17
デイサービスセンター よいち銀座はくちょう	20
高齢者グループホーム フルーツ・シャトーよいち	24
ヘルパーステーション ふる一つ	27
フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーション	30
小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウス・よいち	32
サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷	35
サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷	37
居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち	39
余市町地域包括支援センター	42
介護総合相談スペース あったか	46
余市町訪問配食サービス事業	47
介護職員初任者研修事業所 フルーツ・シャトーよいち	48
児童養護施設 櫻ヶ丘学園	49
地域小規模児童養護施設 さくら	51
児童養護施設 北海愛星学園	52
児童福祉施設 にき保育園	54
地域子育て支援拠点 おおきな木	56

令和4年度 社会福祉法人よいち福祉会 事業計画書

○重点的な取り組み

(1) 法人機能の強化及び公益事業の取組推進

- ア. 高齢者や児童といった制度の枠に捉われない総合的・複合的な福祉サービスの提供について研究検討し、後志地域広域に渡る法人としての独自性を最大限に発揮しながら経営基盤の強化に繋げる。
- イ. 社会福祉法人としての社会公益事業の新規取組を企画開発するとともに、現在行っている高齢者見守りシステムの更新、介護職員初任者研修において低所得者に対する受講料の減免、サ高住「ぬくもりの郷」において生活保護者の受け入れ、広域的な介護相談事業所あったかの利用拡大など、関係機関と連携を図りながら地域に貢献できる事業を一層進める。又、地域子育て支援拠点「おおきな木」での地域への絵本の貸し出し、社会的養護における里親支援、地域交流促進のための場の提供などを蘭越町においても実施を検討し、社会福祉法人としての役割を積極的に果たす。

(2) 法人運営の強化とサービスの質の一層の向上

- ア. 法人合併の大きな目的である高齢者と児童が交流することで、高齢者の心身の活性化を図り、児童の健全な育成に資するような取組みを一層推進する。
- イ. 法人単位、事業所単位のBCPを早期に策定し、災害などが発生しても利用者が安心して生活できる体制を構築する。
- ウ. 外部評価の実施などサービスの質の向上を図る取り組みを一層推進し、その取り組み内容を適時に情報発信し、法人への信頼を高める取り組みに努める。

(3) 人材確保及び人材育成の取組の推進強化

- ア. 人材確保については、特に採用が厳しい介護現場の職員確保に向けて、外国人技能実習生の受け入れ、特定技能による外国人人材の受け入れを推進するとともに、地域における外国人介護人材の受け入れの中心となるような取組を行う。

- イ. 介護の魅力フェアについては地域全体の取組として実施できるよう地域行政を巻き込んだ事業になるよう検討する。
- ウ. 子育て世帯や単身子育て世帯への待遇見直しを進め、法人として子育てをする職員への支援を強化するとともに、働きやすい環境を整備することで職員確保に繋げる。
- エ. 地域の学校と連携を強化し、児童、生徒に対する介護教育を推進することで、地域の介護人材育成を進める。
- オ. 非常勤職員など資格を有していない職員採用を進め、法人で資格取得を支援するなど採用後の人材育成を一層進める。
- カ. 非常勤職員に対するキャリア形成を明確にし、資格取得、一定の基準に達したスキルなどを適切に評価することで、人材育成とサービスの質の向上に資する。

(4) 一部高齢者事業部門の将来的な事業再編等の検討

- ア. 訪問介護事業等将来的に人材確保が困難になる事業については、他事業との整理・統合等について検討する。
- イ. 小規模多機能事業所の短期入所居室の拡大及びサテライト施設の整備等を検討する。
- ウ. 介護保険外サービス事業の研究を進める。特に家事サービス全般を行う家政婦派遣事業の実施や高齢者の暮らしを支える便利屋的な事業実施について近い将来の実施を目指して、研究・検討を進める。

(5) 児童福祉事業の整備計画の推進

- ア. 老朽化している北海愛星学園の移転・改築については令和5年度事業実施を目指して、児童の健全育成の環境整備に法人として全力で取り組む。
- イ. 児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進し法人2か所目となる地域小規模児童養護施設を札幌市において令和5年4月の開設に向けて作業を進める。
- ウ. 国の方針に従って櫻ヶ丘学園の小規模化を進めるとともに、余市において新たな児童養護施設整備を検討する。

- エ. 保育園の老朽化と地域の子育てニーズに対応した仁木町における新たな施設建設に協力し、在宅子育て家庭・学童保育・保育事業を総合的に支援できる体制づくりに取り組む。
- オ. 北後志における児童家庭支援センター設置への取り組みと開設を目標に準備を進める。

(6) 職場環境の改善

- ア. 法人合併後においては法人内の職員融和を重要課題として位置づけ、雇用者満足を高めるために、労働条件の改善を進めて、働き易い職場環境を構築する。
- イ. 合併後においては異なる分野の知識取得を支援するために職員研修を積極的に進める。
- ウ. 職務に直接関連する資格取得の学習等に対して、法人として積極的に支援する。

令和4年度 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

福祉サービス提供基盤（サービスの質・稼働率・人材確保など）を安定させることを目標に以下に取り組む。

介護人材確保のための取り組みを一層強化させる。特に、町内高校の生徒をターゲットとして、専門学校と当特養の連携による介護福祉のワークショップ、福祉の授業サポートを行うなど、介護の仕事を志望する高校生徒の増を目的とした取組を行う。

同時に、職員の定着のために、働きやすい環境・意欲をもって勤務が出来る環境作りの取り組みを進める。個々人の評価・教育体制やキャリアを積める体制の構築を行う。

空床が出た場合の新規入居者の確保のため、潜在待機者の確保に取り組む。地域ニーズを拾うことも目的とした地域ボランティアの積極受け入れ、余市協会病院のSWとの一層の連携により、入所ニーズを把握・集積する。

入居者の方がここに入って良かったと思える様、ご家族や地域の方から信頼される施設となるためにも、ケアの質の外部評価、自己評価により、利用者への接遇、コミュニケーション方法、介護方法を定期点検して改善する仕組みを整備し直す。

○重点的な取り組み

（1）将来的な人材確保へ向けた取り組み

- ア. 学生ボランティアを積極的に受け入れる。高齢者福祉の仕事に就職したいと思えるような取組を行う。
- イ. 将来的な人材確保を目的として、地域の学生などを対象に「介護の魅力フェア」を実施する。介護体験の機会を通じて興味関心が高まるような内容を企画、実施する。
- ウ. 町内外の学校・札幌の介護専門校との関係作りを積極的に行う。学校生徒と介護専門校生徒、当特養職員とのワークショップ、高校の福祉授業の学習サポートなども実施し、高齢者福祉の仕事を志望する生徒が出てくる様、人材確保の取り組みを推進する。

(2) 外国人人材の育成及び定着へ向けた取り組み

ア. EPAフィリピン介護福祉士候補生の日本語のさらなる習得と国家試験合格のための学習支援を継続的に行う。

イ. フィリピン技能実習生の受け入れ体制を整備する。

(3) 人材育成のための職員研修とスキルアップの支援

ア. 利用者・職員にとって負担の少ない介護方法の学習を継続し定着させる。そのための研修を継続的に行う。

イ. 施設内外の各研修会に積極的に参加させ、業務に対する知識・技術の向上に努めるとともに職員全体のレベルアップを図る。特に認知症ケアについての研修に参加させる。

ウ. 介護福祉士取得へ向けた外部講師の調整、模擬試験の実施、学習場所の提供など、施設として資格取得の支援を行う。

(4) サービスの質の向上

ア. ノーリフトケア（持ち上げない・抱えない・ベッド上で引き摺らない介助）を推進し、利用者の移乗・移動・体動の際の負担を少なくし、快適な生活が送れるように支援する。

イ. 家族への日々の連絡、家族懇談会などでの情報交換により、施設で行っていることを積極的に発信し、家族との良好な関係を構築する。

ウ. 季節に応じた行事、また、入居者・家族・地域との交流が深まる行事を実施する。

エ. 利用者からのサービス満足度の聞き取りを年1回実施する。特に接遇や介護方法の改善を行う。利用者の気持ちを一層尊重した支援を提供する。

オ. 認知症に関する研修（実践リーダー・実践者研修等）に積極的に参加させ、認知症対応の強化に努める。

カ. 看護師を中心となる多職種の連携により3か月毎定期的に褥瘡リスク（圧がかかっている発赤の有無等）の点検を行い、重度化防止に取り組む。

(5) 入居稼動率向上の運営

- ア. 入院期間の長期化が予想される場合には、相談課が主となり、早期に退所調整を実施する。入院者の個々の治療経過を常に把握し、空床日数が減少するように取り組む。
- イ. 潜在入所ニーズを把握して、空床時速やかに入所に繋げるために、地域団体からの入所ニーズの収集、特養の関係機関である余市協会病院等とのネットワークの強化を図る。
- イ. 要介護1・2の申込者の情報を収集し、特例該当者がいる場合には、特例該当の認定申請を自治体に対して速やかに行い、入居待機者確保に努める。

(6) サテライト特養ゆうるりとの連携

- ア. ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型）ゆうるりの運営について、人材、研修などの面から支援し、運営が安定し続けるようバックアップする。

(7) 看取り介護の一層の推進

- ア. 厚生労働省から示されている「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス（本人の意思・決定に基づくケア）に関するガイドライン」等の内容に沿い、看取り介護の質を高め、最後まで入居者の生活を支える体制を強化する。

(8) 入居者の日課計画を生かした支援

- ア. 在宅にいた頃の生活習慣等の情報を施設での暮らしに生かしながら支援する。特に入居者の日課を重視した、その人に合った支援、より楽しく生活できるような支援を行う。
- イ. 入居して1週間、ひと月後に入居者や家族に聞き取りを行い、施設での日課・暮らしの評価・感想・意見を伺い、希望や状態に応じた支援を行う。

(9) 食事内容・提供方法の改善の推進

- ア. 給食会議では「美味しい食事」を常に目標として多職種で協議する。定期的に会議参加者で試食、食器の点検を実

施し、見た目や味、食器の適正について意見交換を行い、食環境を改善する。

- イ. 可能な限り普通食を食べもらうことを目標に置く。定期的なミールラウンドを行う中で、嚥下咀嚼機能の評価を行い食事形態のアップを目指す。
- ウ. 季節の行事食では旬の食材を献立に取り込み、季節感を楽しんで頂く。またお品書きなどを作成し、食事・季節をより楽しめるための雰囲気作りを行う。
- エ. 入居者個別の栄養プランに基づいた食の提供をすると同時に、食事量の把握・体重管理を適切に実施する。
- オ. 嗜好調査を実施し、入居者の希望や意見をより一層取り入れた食事提供を行う。又、普段の食事提供においても利用者の方から意見をいただけるよう体制を整備する。

(10) 苦情相談対応と苦情内容・対応の公開

- ア. 苦情や意見を積極的に拾い上げ、サービスの質の改善に繋げ、一層利用者主体のサービスになるよう取り組む。
- イ. 苦情相談の内容、対応経過についての取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

(11) リスクマネジメントの体制強化

- ア. 事故防止委員会が中心となり、転倒事故による入院の予防、予見活動の取り組み、転倒については痛み・腫れなどの実害が最小限になるような対応を進める。
- イ. 身体拘束と虐待の予防に取り組む。人権の尊重を軸として、身体拘束や虐待の職員を対象に理解度確認、研修の開催、ケアの点検と改善を援助課長が中心になり、取り組んでいく。

(12) 感染症と緊急時の対応力強化

- ア. 新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供出来る様、マニュアルの徹底化、研修の実施、感染が出た場合を想定したシミュレーション（ゾーニング方法の周知、防護服着用の方法習得など）を昨年度と同様に行い、感染防止対策に万全を期す。

イ. 緊急時に適切な対応ができるよう、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫とAED）の習得に努める。

(13) 防災対策の推進・強化

ア. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。

イ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。

ウ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、余市町と協力しながら避難計画案を策定する。

(14) 情報公開と広報活動（HP含む）の活性化

ア. 施設運営の情報（苦情・事故、取組）をホームページへ掲載・ブログの更新等により積極的に公開していく。

イ. 求人活動の一環として、ホームページの内容を一層活性化させる。

令和4年度 地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

今年度は、重度化予防のためLIFE（科学的介護情報システム）を活用した一層の個別ケアの推進を図る。重度化に対応できるよう職員のスキルアップに重点を置き、施設内研修の充実を図ることや施設外の研修に参加させ、サービスの質を高める。また積丹町は人口が減少しており、今後待機者も減少していくことが想定される。今後の待機者の確保のため、積丹町と連携をし、地域住民に働き掛ける活動等を進める。

○重点的な取り組み

（1）サービスの質の向上

- ア．入居者ごとのADL、栄養状態、認知症の状況、LIFEの評価結果を踏まえ、ケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。
- イ．入居者と対話する機会を意図的に作り、希望や要望を聞き取る。希望や状態に応じた支援につなげる。
- ウ．季節ごとの行事やレクリエーション等について、楽しみながら運動できる機会、入居者同士が交流できる機会としてより一層活性化をさせる。
- エ．よりおいしい食事の提供を目指して、食事について入居者からの意見を聞く機会を作る。それを踏まえ、食事内容の見直しや新しい食品の導入など、栄養士と協働し改善に努める。

（2）地域交流の推進

- ア．地域の子供や住民が、共生スペース「いこい」を気軽に利用できる環境作りを進める。また、その場所で入居者と住民・子供の触れ合い・交流の機会を作り、一層の生活活性化を目指す。
- イ．地域と交流する行事の企画、また地域の行事に参加し、

施設と地域の関係が一層良好になるよう努める。

- ウ. ボランティアの発掘、受入れ活動を推進し、入居者に地域との接点を感じていただくような機会を一層作る。
- エ. 小中学校に訪問し、総合学習での講話をさせていただく依頼をする、行事の手伝いを応募するなど、施設との関係構築に努める。

(3) 本体特養フルーツ・シャトーよいちとの連携強化及び職員のスキルアップ

- ア. 本体特養とサテライト特養の協力体制の強化を図る。特に介護の方針、接遇の在り方、事故や苦情の対応などの対応について共有すると同時に、施設内の研修の実施等により、職員のスキルアップに取り組む。
- イ. 今後予測される重度化に対応するため、特に一部の医行為が可能となる認定特定行為業務従事者の認定研修（喀痰吸引研修等）、認知症ケアについての研修（実践リーダー・実践者研修等）に参加させる。
- ウ. 介護支援専門員、栄養士と協働し、入居者の状態に応じた適切なケアマネジメントを実施する。
- エ. 職員配置においてもは本体特養とゆうるり職員の交換研修など、協力体制を強化する。

(4) 積丹町立国民健康保険診療所と余市協会病院との連携

- ア. 積丹診療所医師の定期的な往診のほか、必要に応じて余市協会病院と連携をとり、入居者の健康保持に努める。

(5) 透明性のある運営

- ア. 地域密着型サービスに実施が義務付かれている運営推進会議において、特養の活動報告を実施する。運営に対して、入居者家族、住民代表、町職員からの意見、評価をもらうことで、運営内容の共有、そして地域との関係を構築する。

イ. 運営の情報をホームページへ掲載・ブログの更新などにより積極的に情報公開していく。

(6) 入居者にとって充実した生活環境の提供と家族との信頼関係の構築

ア. 挨拶・言葉使い・態度などの接遇姿勢を維持・向上する。誰に対しても気持ちの良い接遇、家族や来園者が相談しやすい環境を一層作っていく。

イ. 家族への日々の連絡、家族懇談会などでの情報交換により、施設で行っていることを積極的に発信し、家族との良好な関係を構築する。

ウ. 入居者個別の習慣や個別日課計画に基づいた、個別性のある支援を実施する。

(7) 苦情処理及びリスクマネジメント体制の確立

ア. 苦情をいつでも言える環境として意見箱の設置。又、苦情処理経過や事故に対する取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

(8) 感染症と緊急時の対応力強化

エ. 新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供出来る様、マニュアルの徹底化、研修の実施、感染が出た場合を想定したシミュレーション（ゾーニング方法の周知、防護服着用の方法習得など）を行い、感染防止対策に万全を期す。

オ. 緊急時に適切な対応ができるよう、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫・AED）の習得に努める。

(9) 防災対策の推進・強化

ア. 食事提供のための食材（副食）の発注先については災害時に食材供給が停止することを避けるためにも複数社で提

供を継続する。

- イ. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。
- ウ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。
- エ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、積丹町と協力しながら避難計画案を策定する。

(10) 短期入所事業の利用推進と待機者の確保

- ア. 入院等による空床利用、併設型の短期入所の活用を積極的に推進する。
- イ. 積丹町と連携し、在宅で介護をしている方への働き掛けや将来的に施設入居を視野に入れてもらえるよう広く住民に知ってもらう機会を作る。

令和4年度 通所介護事業・認知症対応型通所介護事業 デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

今年度も科学的介護（利用者の心身機能などの情報を国へ定期報告、評価を受け、個別介護の見直しに繋げるシステム）の推進に取り組む。個別機能訓練やレクリエーションを通じて利用者の自立支援・重度化防止を推進する。利用者増加が専らの課題だが、心身機能評価、利用している様子などの情報を各居宅介護支援事業所に積極的に広報し、利用者の増加に努める。

○重点的な取り組み

（1）ケアの質向上に向けたLIFE（科学的介護情報システム）への登録と科学的介護推進体制加算の取得

ア. 利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など利用者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、評価を受けケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。

（2）利用者・家族が求めるケアの充実

ア. 利用者個々の生活アセスメントに基づき個人の経験や趣向を活かしながら、小集団のサービスを準備し、利用者が自ら選択して充実した時間を過ごして頂けるようサービスの改善を行う。

イ. 利用者や家族・担当介護支援専門員、他の関係機関や地域住民活動と連携を図りながら利用者の在宅生活が継続できるよう支援に努める。

ウ. 利用者の生活に即した、個別の状況に応じた機能訓練の計画に基づいて提供し、身体機能・生活機能の維持の為にサーキットトレーニングなどの器具を使用した運動の機会を設け定期的に運動ができる場を用意し、日常生活の動作向上を図る。昨年度から開始した個別機能訓練加算取得者を増やし自立支援・身体機能維持の取組を推進する。

エ. 安全な送迎の実施のために、安全運転管理者・車両管理責任者を中心として安全教育を徹底し、運転の技術の向上を図り、車両の管理、日常点検・整備を行い、送迎中の安全

性をより重視した体制をとり、利用者・家族にとって事故の無い安全で安心した利用に繋げる。運転の前後のアルコールチェックを徹底し絶対に飲酒運転をしない、させないよう体制を整える。

- オ. 安心してサービスを利用できる様、新型コロナウイルス等の感染症の感染予防対策を徹底して行い、感染予防に努める。また、もし感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続して提供できるような体制作りを構築できる取り組みを進める。

(3) 介護予防を念頭に置いたサービス体制の見直し

- ア. 各居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携を取り合い、要介護状態を予防しながら自立した日常生活を送れるよう心身機能の維持と個々の能力に応じたサービスを提供する。
- イ. 介護保険制度の地域支援事業所改正に伴い、要支援者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を充実できるよう、包括支援事業所と連携を取り合い支援する。

(4) 地域連携活動の推進

- ア. 利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流は通所事業所に義務づけられこととなったことからも、地域住民やボランティア団体等との連携活動を積極的に進める。

(5) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 会議・施設内研修を積極的に実施し、職員の資質向上を図る。特に認知症ケアに関する研修には積極的に参加させ、認知症対応のスキルを向上させる。
- イ. 職員が一致協力して運営にあたることができるように、職員の育成体制や業務分担の見直しを行い、ICT等の活用を行い職員が働きやすい環境を整えより良いサービスが提供できるように一層推し進める。
- ウ. 事故防止の徹底とリスクマネジメント体制の整備・確立のために、職員間の情報共有を徹底し、事故予防や事故対策の取り組みを一層推し進める。

エ. 全職員が利用者や家族に対して適切で印象のよい接遇ができるよう、現状の接遇姿勢を日々見直す機会を設け課題に基づいて改善し利用者や家族が安心してサービスを受けられるように努める。

(6) サテライト型デイ「ぷらっと・よいち」「よいち銀座はくちょう」・共用型指定認知症対応型通所介護事業所との連携

- ア. ぷらっと・よいち、よいち銀座はくちょう、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の運営状況を把握し、その取りみの中で参考になる点をサービスに取り入れるよう努める。
- イ. デイサービスが中心となって業務全般における情報を相互に共有し、連携する事でより一層サービス向上に努め、利用者・ご家族に選ばれるデイサービスを目指す。

(7) 通所介護計画書をもとにしたサービスの提供体制の見直し

- ア. 利用者の身体的・精神的な状態を正確に記録し、そのデータ及び介護支援専門員による介護支援計画を基に適正な通所介護計画・予防通所介護計画書を作成し、個々の心身の状況に応じた援助に努める。
- イ. 作成した通所介護計画書・予防通所介護計画書を介護支援専門員に提出し、居宅サービス計画と個別サービス計画作成と連動性を高める情報の共有を図る。
- ウ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる通所介護計画書・予防通所介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者個々のニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

(8) デイサービスの継続した利用者確保への取り組み

- ア. 各居宅支援事業所・地域包括支援センターと連絡を密にし、サービスを必要としている方の個々の身体状況や嗜好などを理解し、より良いサービスを提供することで安定した利用者確保に繋げる。

- イ. デイサービスのサービス内容を積極的に地域に向けて情報発信し、地域住民・在宅高齢者の体験的な利用の推進を行う等、新規利用者の確保に努める。
- ウ. 利用者のニーズに合わせたサービスを提供する為、利用者の意見や希望を取り入れ、サービスの改善を図る。また、提供しているサービスを定期的に見直し、実施状況を評価しサービス改善に努め、利用者の確保に努める。

令和4年度 通所介護事業所 ぶらっと・よいち 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

利用者が在宅での自立した生活を継続的に実現できるよう、より在宅生活に近い雰囲気で過ごして頂き、会話ができ相談し合える環境作りと、利用者の楽しむことが出来る居場所になるよう努める。又、近隣商店等の地域との関わりや繋がりを一層強くしていけるよう事業所周辺の美化等にも参加し、地域住民との交流を深め、地域住民が気軽に相談できる環境づくりに努めていく。

○重点的な取り組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模デイの利点を生かし目の行き届いたサービスを土台に、家庭的な雰囲気の中でのサービスをより一層充実させる事により、個別のニーズに対応したサービスに努め、一層の利用者増に結びつけられるよう努める。
- イ. 利用者のニーズを的確に把握することで個別ケアサービスの更なる充実を図り、利用者がサービス内容の選択や決定を自主的に行い、利用者の生活向上意欲を高めることができるサービスの提供に努める。また、より一層利用者・家族の意見を取り入れ、要望に迅速に対応出来るサービス提供に努める。
- ウ. 駅近郊の恵まれた立地条件の利便性を活かしたサービス提供を、他事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に継続的にアピールを行っていく。
- エ. 介護予防サービスの充実を図るために、近所への外出、近隣商店への買物、炊事や食事作り等のより生活に即したリハビリや脳トレなどの脳を活性化する取り組みを行い、利用者個々の体力・筋力等の機能維持向上・認知機能の維持に努める。
- オ. 法人内のデイサービスセンターよいち・よいち銀座はくちょうや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの協力体制の再確認を行い、得た情報を共有し地域ネットワークの一層の充実を図る。

- 力. 感染症対策の徹底を図り、個人の尊厳に配慮しながら他協力機関と連携し、安心して利用して頂けるように努める。
- キ. 災害時への対応にあたって、より一層地域の方と連携をとれるように努め非常災害対策に取り組む。
- ク. 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できるように体制を構築・整備する。
- ケ. 利用者・家族の希望や意見を取り入れて独自のサービス内容の開発・向上に努力する。又、利用者と余市祭りや地域イベント等での地域交流を促進し、地域（近隣商店等）で人と触れ合うことでの相乗効果を得られる取り組みを検討する。
- コ. LIFEの活用を通して科学的介護を推進し自立支援・重度化防止を進め利用者に選んでいただけるサービス提供に努める。
- サ. テレビに接続して使う映像出力機器を導入し利用者の知りたい情報・趣味・最新の体操等の動画を提供し常に新鮮な事業所運営を行い、一層の利用者増に結びつけられるよう務める。

（2）地域に密着した運営の徹底

- ア. 近隣の商店等にデイサービス便りや行事の案内文を配布するなどして地域へ運営内容の周知を図る。また、本年度も地域住民の拠点（休憩所や集会所）として施設の開放を継続し、地域に密着した事業所としての存在基盤を確立する。
- イ. 事業所周辺の美化などにも積極的に参加し、地域住民・商店・医療機関等と連携を図り、地域に根ざした事業所運営に当たる。
- ウ. 余市町介護支援ボランティアポイント事業などの社会資源を活用し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場を提供し、介護予防を推進する。
- エ. 感染症や災害への対応において、地域と連携し必要なサービスを継続的に提供できるよう努める。

（3）フルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携を一層強化し、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち・他居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図る。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、サービス開始時と終了時(毎日)のカンファレンスを継続する。又、月1回本体デイサービスセンター及び、よいち銀座はくちょうと共に、デイサービス全体会議を開催するまた、オンライン会議を取り入れる事により会議の参加率・感染症拡大の防止を行い、より良い取り組みや、課題等の解決を行うことで、より効率の良い事業運営に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においても無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の基礎とし、日々研鑽を重ね、一人一人が責任と自覚を持つと共に職員同士のチームシップをとり、より良いサービスを提供し続けていくよう努める。
- オ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実できるよう、ICT技術などを活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。
- カ. 職員間でデータに基づく科学的介護についての理解を深め、より質の高い介護サービスを提供できるよう科学的介護の取り組みを推進する。
- キ. 認知症ケアの質の向上、利用者の人権を擁護し、虐待についての知識を得て虐待防止に努める為、研修や資格取得を奨励し職員の資質向上をサポートする。

令和4年度 通所介護事業所 よいち銀座はくちょう 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

利用者にとって安心、満足して頂くよう利用者のニーズに合ったサービスと今後もコロナ対策をし、利用者、家族の方にも安全に配慮したサービス提供を目指していきます。その為にもインターネットの活用、地域包括支援センターとの連携、アウトリーチ活動、ボランティア等の受け入れなどを積極的に行い身近な存在で開かれた事業所を目指します。住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより充実した暮らしにして頂くように支援してまいります。利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進するよう、事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行うなどの地域との交流に努めます。

○重点的な取り組み

（1）安定した事業所運営の確立

- ア. 高齢者のさらに増加が見込まれることから、高齢者の地域での生活を支えるためにも、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、事業の運営に当たり、地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行うなどの地域との交流に努める。小規模デイサービスの利点を生かした目の行き届いたきめ細かなサービスを目標とし、職員は利用者の心身状態を詳細に把握し、利用者全員が楽しみながら安心して過ごせるよう、また家族の方にも安心して送り出して頂けるように配慮する。利用者個人、家族からの悩みや相談事が有った場合、真摯に耳を傾け、解決のために関係各所への情報伝達を適切に行う。
- イ. 繁華街の中心に施設がある利便性を大いに生かし、デイサービスに来たついでに、足腰の運動も兼ね職員同行の下、積極的に日用品の買い物、外食レクなどの外出をしていただく機会を提供する。町の中心から外れたところに住んでいる利用者が多いため、はくちょうを利用する意味に付加価値を設ける。

- ウ. 余市町が28年3月から実施している、日常生活支援総合事業の該当利用者を積極的に受け入れると新たな取り組みも盛り込んで稼働率増加につなげる。利用者がまた来たいと思える場所、利用時には大いに笑い、楽しんで頂けるようにサービス提供を行う。
- エ. 法人内のデイサービスセンターや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの情報交換及び連携強化を図り、はくちよう便りやPR誌、利用時の様子を映した動画を活用するなどして、地域ネットワークの充実を図る。同時に、近隣の仁木町地域包括支援センター、仁木町社会福祉協議会との連携を強化する。
- オ. サービスの中身として、カラオケ、社交ダンス、各種健 康体操を軸とし、従来行っている将棋、囲碁、麻雀など個別の嗜好性にあわせたメニューも継続する。利用者に合わせた取り組みも取り入れて事業所内に飾れる手物やレクに使用する材料やデザインを考えてもらいに運動を兼ねて職員も一緒に参加し達成感ややりがいに頂ければと思います。さらに、多種多様の人生経験者を経た利用者が活躍する場を設ける。具体的には利用者全員で一緒に楽しめるようなレクリエーションや日常生活を通じてコミュニケーションを積極的にとり、利用者が求める要望に応えられるようになります。誕生会、カラオケ大会、映画鑑賞、ボランティアによる囲碁、将棋、麻雀、社交ダンス、喫茶メニューの改定など利用者を飽きさせない様な工夫をし利用者増や利用者にもっと楽しんで頂くようになります。
- カ. 繁華街に位置する施設のため飲酒もサービスの一つになっているが、不要な事故を起こさないよう、飲酒をする利用者の健康管理は勿論、事前に医師、ケアマネ、家族等に確認や周知を行い、慎重に対応する。
- キ. 利用者、職員も感染症対策の徹底を図り、安心、安全に利用して頂けるように努める。感染症や災害への対応において、地域と連携し必要なサービスを継続的に提供できるよう努めていきます。
- ク. 新型コロナ感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に努める。

(2) 周辺地域との良好な関係の構築

- ア. 設立から12年がたち周辺地域からは介護施設であることの認識を深めつつある。近隣の商店とさらなる良好な関係を維持、継続する配慮を怠らない。
- イ. 職員は施設の前で清掃などの業務中は通行者や、他の飲食店関係者へ挨拶を行うなどの礼儀をわきまえる。

(3) フルーツ・シャトーヨーいちとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーヨーいちとの連携を強化するとともに、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーヨーいちや地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図るとともに、利用者増えに結び付ける。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、(毎日)のカンファレンスを実施する。職員の和を重視し、あらゆる情報を共有し、互いに協力しながら運営できる体制整備に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においてあらゆる無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、自ら考えて責任を持って実行するよう務める。
- オ. 同一法人内デイサービスセンター3事業所が、情報の共有と、相互に運営への参画を行う事で、協力体制を強固にし、利用者へ満足いただけるようなサービス提供を目指す。
- カ. 職員が持てる力を最大限発揮できるよう、職員の心身状

態の把握、それに応じた対応、利用者情報の円滑的共有をはじめとする雰囲気の良い職場環境作りに努め、その十分に発揮された労働力を利用者へ上質なサービスへ努めていく。

- キ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実できるよう、自立支援、重度化防止にICT技術、LIFE等を活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。職員間でデータに基づく科学的介護についての理解を深め、より質の高い介護サービスを提供できるよう取り組みを行う。
- ク. 前年度から導入されたLIFEを活用し、より利用者の身体状況、家庭環境を把握し、ケアの質の向上に向けて取り組みを行う。

令和4年度 認知症対応型共同生活介護事業所・共用型認知症対応型通所介護事業所
高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち
事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

認知症ケアのグループホームとしての専門性を發揮して利用者の皆様がゆったりと笑顔を絶やさず、安心安全に過ごして頂けるよう、職員とご家族が一体となって利用者を支援していく。また、職員一人ひとりの接遇姿勢を見直し介護の質の向上を図る。

○重点的な取り組み

(1) 利用者ケアの充実

- ア. あたたかい家庭的な雰囲気を継続的に提供し、利用者個々が持っている身体的・精神的能力が維持できる様、その方に合わせたケアを提供する。また、家族との信頼関係を深め、共に利用者を支えて頂くことで、利用者の生活の質の向上を目指す。
- イ. 利用者の心身の状況などに関する基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための「サービス計画」を作成し、利用者の自立支援、重度化防止に向けた介護を実施する。また、「サービス計画」を適切に見直し、サービスの質の向上に努める。
- ウ. 共用デイサービスにおいて個々の生活状態、身体状況を把握し、通所介護計画に反映、ADL・QOLの向上につなげる。
- エ. 運営推進会議において、利用者のケアや地域交流等について意見を頂き、そこでの意見をサービス向上に生かしていく。また、利用者家族へ運営推進会議への参加の呼びかけ、参加出来なかったご家族へも運営推進会議での情報をお伝えし、ご家族からの意見をサービス向上に生かしていく。

(2) 併設の介護保険サービス事業者等との連携・協力

- ア. 感染症への対応強化として、併設の介護老人福祉施設「フルーツ・シャトーよいち」、通所介護施設等と連携・協力し感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施や発生時のシミュレーションなどを行う。
- イ. 災害時において職員は常に自分の行動・役割を把握し利用者の安全確保に努める。
- ウ. 余市グループホーム連絡協議会等と情報共有を図り、地域の認知症ケアの実態を把握し、運営に生かしていく。
- エ. 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等と連携し、利用者家族との連絡調整を行い、利用者が安心した生活を送れるよう積極的に支援する。

(3) 職員の資質向上と研修充実

- ア. 職員は認知症対応力・ターミナルケアの理解を向上させるために研修に参加させる。
- イ. 介護の質の向上を目標とした介護や業務改善に関する意見・考えを職員自らが発信できるような人材像を目指して職員の育成に取り組む。
- ウ. 職員は利用者の命をお預かりしているという生命の尊さと危機感を持ち、職員間で連携しチームケアにあたる。
- オ. 接遇姿勢が適切かなど、職員間で注意が出来る環境を整え職員の接遇姿勢向上を図る。

(4) 安定した事業所運営

- ア. 日常的に事故を未然に防ぐ為、過去の事故事例、ヒヤリハット報告を活用し、同様の事故を起こさない様、介護方法の検討・介護環境の整備を行います。また、日々の体調変化に注意し、早期受診を行い、長期入院とならないように併設の介護老人福祉施設の医務スタッフと協力し利用者の健康維持に努める。
- イ. ターミナルケアの要望があれば看取りに関する指針に基づき、家族・利用者に対し十分な話し合いを行い、理解を得た上で医師や医療機関と連携し、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援する。

- ウ. 緊急時等の医療対応について、併設の介護老人福祉施設「フルーツ・シャトーよいち」の医務スタッフ及び協力病院である「余市協会病院」の支援を受けて利用者の生命の安全確保に努める。
- エ. 管理者は職員一人ひとりストレスを溜めずに認知症ケアに携わることが出来るよう、面談等を行い各々が能力を発揮でき、やりがいを感じて仕事が出来るような環境作り及び体調管理に努め職員の離職防止に努める。
- オ. 無駄を省き資源の節約に努めます。

令和4年度 訪問介護事業所 ヘルパーステーションふる一つ 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

75歳以上の高齢者の増加、在宅介護ニーズの高まりが予測される昨今、慢性的な人員不足を解消するべく人材確保そのための取り組みに努める。一昨年より流行が続いている新型コロナウィルス感染症にあたり、感染予防対策を徹底し、利用者の安全・安心に努める。

訪問スケジュールの効率的な調整、業務の効率化を進め、安定した事業運営に努める。サービス提供の過程で職員個々が考えている課題を皆で解決して行ける、良好なコミュニケーションを築き、当法人訪問看護との医療分野での連携によるサービスの質の向上を図る。

また、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等関係機関と連携し、利用回数増の希望・新規利用者等の受け入れを積極的に進め、併設の「ぬくもりの郷」居住の利用者の訪問にも積極的に対応し、長く生活を維持できるよう支援する。

○重点的な取り組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 安定した運営の行うための人員確保への積極的な取り組み（求人・広報活動等）を行う。
- イ. 利用者から信頼される事業所作りを行う。利用者が安心して日常生活を営む事ができるよう、質の高い身体介護及び生活援助をしていく。またその家族とともににより良い介護方法の提供や相談等を受け自立支援に向けたサービスを提供する。
- ウ. サービス内容の質を確保する為、ケアプランに基づき、きめ細やかなサービスを提供する。各居宅、包括支援センターとの情報の共有を密にし、相互理解を深めさらなる利用者の獲得につなげる。さらに生活援助から見守り支援の必要性を見出し身体介護へ繋げていく。
- エ. 職員間の良好なコミュニケーションを促し、職員個々が抱える課題を全員で解決して行くチームワークを養う。
- オ. 定期的に訪問介護事業所会議、学習会、講習会、外部研

修の参加等で職員全体のスキルアップを図り、活発な意見交換を行い、報（報告）・連（連絡）・相（相談）の徹底で利用者サービスの充実及び適正化を図る。

- カ. 新型コロナウィルス感染症、またその他の感染症に対して、感染予防マニュアルに基づき、感染予防対策を徹底する。法人各事業所、各関係機関等とも連携し、速やかな情報共有を行い、地域での感染拡大防止に努める。

（2）地域に密着した運営の徹底

- ア. 利用者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を続けていくよう周辺住民の理解・協力を得ながら解決していく。
- イ. フォーマル、インフォーマルの両面から、安否の確認等の生活支援を要する場合、利用者が安心して過ごせるように、必要な場合は、訪問介護事業所、関係機関、周辺住民と連携を図り、円滑な情報共有を行い地域で包括的なケアを提供していくよう橋渡しをしていく。

（3）職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 介護職員として、地域で活動するに資する能力を養うべく外部研修の参加や事業所内の学習の機会を設け資質向上を図る。また、月に1回訪問介護事業所会議を開催し、積極的な意見交換を通して、より良いサービスの質の向上を重ね、業務を円滑にする為の努力をする。
- イ. 報・連・相の徹底を図り、日々変わる利用者の健康状態等を介護員全員が把握できるよう（サービス経過記録など）に努める。また、介護員自身の健康管理にも十分配慮できるように努力する。
- ウ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、個人情報の取り扱いにも十分注意をしていく。
- エ. フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーションと同事務所ということもあり、医療的な助言を得られ連携が取りやすい環境にあることで質の高いサービスが提供できるよう努める。
- オ. 新システムの導入、スムーズな運用の習得に努め、作業効率の向上に努める。

(4) 訪問介護の法令遵守と訪問介護計画書を基にしたサービス提供体制の見直し

- ア. 介護支援専門員による介護支援計画を基に利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画書を作成し、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にするよう努める。
- イ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる訪問介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者ごとのニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

令和4年度 フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーション 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

訪問看護ステーションでは障害や病気を抱える人々を対象として、より多くの関係諸機関と連携を深め、誰もが安心してその人らしい生活・人生を送ることができるように支援する。

在宅における中重度やターミナル期の利用者様の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の強化・認知症の方の健康生活を支え充実したサービス提供する事に努める。

○重点的な取り組み

(1) 各関係機関との連携強化

- ア. 各介護サービス事業所や医療機関等との連携を強化し、障害者・高齢者が安心して地域で生活できるよう支援を行う。
- イ. 各介護サービス事業所や医療機関等と情報交換を積極的に行ない、利用者に対して適切にサービスが提供されているのか、実態把握に努める。
- ウ. 地域包括ケアシステムの構築推進するため、関係者や地域との連携強化を図り、高齢者の自立した生活を営むことが出来る様支援する。
- エ. 「ぬくもりの郷」の同一建物内に訪問介護事務所と設置しているので、より一層連携し易い事から、医療的管理の必要な入居者に対して、安心して療養生活が出来る様支援する。

(2) 事業所運営安定化の取り組み推進

- ア. ステーション内で計画的な事例検討や研修を実施し、質の高い最新の医療サービスを提供する事により事業安定の取り組みを強化する。
- イ. 居宅・包括・医療機関等との連携で必要な人に適切な看護サービスを提供し運営の安定化を図る。(看護強化加算Ⅱを取得する事を目標とする)
- ウ. 訪問看護職員の人材確保・育成を寄与する取り組みをする。

(3) 地域社会から信頼される事業所作り

- ア. 積極的に地域に出向き、医療ニーズの把握に努めると共に適切なサービス提供を行なう。
- イ. 24時間訪問・連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

令和4年度 小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

利用者及び家族との信頼関係を深め、安心で信頼される事業所運営を行う。法人の感染予防の指針に従い入居者及び職員の新型コロナ肺炎感染予防に努める。

通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを必要な時、必要なだけ利用できる高い利便性を生かし、利用者が住み慣れた自宅、地域での生活が継続できるように支援してゆく。

季節の行事を企画し同世代の交流の場を設け、気分転換の機会や、楽しんでいただける機会を増やし、生きがいや、生活の張りを持って頂けるように支援する。

事業所として他の介護施設や医療施設、各居宅支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図り運営基盤の安定、利用者を支える強固な体制づくりに努める。

○重点的な取り組み

(1) 新型コロナ感染症への対応

- ア. 職員は日々の感染情報を確認するとともに、自らの体温や諸症状等身体状態を把握する。
感染症を持ち込まないように、法人の指針に従い予防に徹する。
- イ. 入居者もしくは職員が新型ウィルスに罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。
- ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) ほっとハウス・よいちの安定した事業所運営の確立

- ア. 利用者や家族との信頼関係を大切にする。利便性が高く幅広いサービス提供を通し利用者にとり安心、安定した暮らしの実現をサポートする。他の介護サービスでは対応できない、短時間もしくは長時間の通いサービス及び訪問介護サービスをご利用いただく事で活動の多様性を支えて行く。利用者、家族と健康状態や様子の変化、病院受診内容等の情報共有を図り、気軽に相談出来る環境づくりを行う。
- イ. 利用者の地域活動、社会参加の橋渡し役として、町内会活動の補助、地域住民を招いた行事を企画し参加を促す。新型コロナ肺炎の感染状況を見ながら、通いサービスの場にボランティア講師を招くなどして、趣味活動や習い

事が行える環境を作る。

- ウ． ぬくもりの郷に併設されている訪問看護事業所と連携を取ることで、より手厚い介護サービスを提供する。
- エ． サービスの質向上、業務の効率化を目的とし年間研修計画を策定し定期的な研修を行い、職員の質の向上を図る。利用者の個別性を理解し、きめの細かい、心の通ったサービス提供を行う。
利用者個別のケア会議を適宜開催し高齢者に対する理解を深める。
- オ． 利用者や家族の希望、課題の解決に真摯に取り組み介護、看護双方の意見を取り入れた居宅計画を立案する。
職員は課題を共有し計画に沿ったサービス提供を行なう。
- カ． 本年度は稼働率 100%達成のため、さらに事業所として無限の成長を果たすため、町内外各医療相談課、各居宅、包括への定期的な訪問営業、情報の提供を行い、利用者獲得のために関係強化を図る。各関係機関との連携強化は営業上の目的以外にも利用者が安心で安定した暮らしの実現には欠かせないファクターであり、特に重点的に取り組む。訪問営業は新型コロナ肺炎の感染状況により活動が左右されるため、インターネットメールを活用する。
- キ． 自然災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討、高齢者虐待防止とハラスマント対策に向けた取り組みを行う。
- ク． 年2回、日中もしくは夜間を想定した避難訓練を行う。

(3) 地域に密着した運営の徹底

- ア． 事業運営推進会議、区会活動等の関わりや周辺商業施設の利用を通して地域根差した事業所運営を行なう。
- イ． フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所及び地域包括支援センターとの連携を強化する。
- イ． フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所との情報共有を密に行い、良好な関係を構築することで新規利用者獲得につなげる。同時に地域包括支援センターとの関係強化も行ってゆく。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 職員は職務に誠実で利用者を第一に考えなければならぬ。
- イ. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ. 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- エ. 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ. 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和4年度 サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷 事業 計画書

○今年度の取り組みの概要

入居者が安心で安全な生活を送っていただけるように、法人の感染予防の指針に従い入居者及び職員の新型コロナ肺炎感染予防に努める。職員は、入居者との日々のコミュニケーションや、心身の変化に対する気付きを大切にし状態把握に努める。

入居者同士のトラブルや、潜在的な不満なども漏らさず汲み取り適宜生活相談を実施し、本人の意思を尊重しつつ、必要に応じ適切な介護サービス、医療サービスを提案する。

運営基盤強化のために、町内各居宅、地域包括支援センター、各医療機関医療相談課へ継続的な訪問営業を行い、連携強化を図る。

2か月に1回、入居者向けのサロンを開催し、同世代の交流の場を設けると共に、年に2回、入居者懇談会を開催し、運営状況の報告を行うと同時に、入居者の希望、要望を直接伺う事で、透明性のある運営、満足度の高い運営を行う。

○重点的な取り組み

(1) 新型コロナ感染症への対応

ア. 職員は日々の感染情報を確認するとともに、自らの体温や諸症状等身体状態を把握する。

感染症を持ち込まないように、法人の指針に従い予防に徹する。

イ. 入居者もしくは職員が新型コロナウィルスに罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。

ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) 安定した事業所運営の確立

ア. 常時満室運営を目標とする。町内外の各医療機関相談課、各宅介護支援事業、包括支援センターへ積極的に訪問営業を行う。部屋が空いていない場合や、即入居を希望されない場合は入居待機者として確保する。

イ. 生活相談を通して入居者の心身状態の把握を行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人了承の下で、不便が無いよう必要なサービス提供を行う。

- ウ 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室を訪問して情報収集に努める。また、食事に関する意見、要望等について定期的に聞き取りを行う。
- エ 介護力を要する利用者の受け入れも積極的に行う。
個々の課題を整理し、併設している小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、ぬくもりの郷併設の訪問介護及び訪問看護事業所と連携して手厚い介護サービスで生活を支える。
- オ 入居後、持病が悪化したり、著しく心身機能が悪化した場合は、本人にとり適切な住まいを検討する。
- カ 自然災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア 職員は職務に誠実で利用者を第一に考えなければならない。
- イ 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。
また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- エ 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和4年度 サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

入居者が安心で安全な生活を送っていただけるように、法人の感染予防の指針に従い入居者及び職員の新型コロナ肺炎感染予防に努める。職員は、入居者との日々のコミュニケーションや、心身の変化に対する気付きを大切にし状態把握に努める。

料金に差が有る居室タイプが2種類あり、低所得者向けにも個別に対応する。

入居者同士のトラブルや、潜在的な不満なども漏らさず汲み取り適宜生活相談を実施し、本人の意思を尊重しつつ、必要に応じ適切な介護サービス、医療サービスを提案する。

運営基盤強化のために、町内各居宅、地域包括支援センター、各医療機関医療相談課へ継続的な訪問営業を行い、連携強化を図る。

2か月に1回、入居者向けのサロンを開催し、同世代の交流の場を設けると共に、年に2回、入居者懇談会を開催し、運営状況の報告を行うと同時に、入居者の希望、要望を直接伺う事で、透明性のある運営、満足度の高い運営を行う。

○重点的な取り組み

(2) 新型コロナ感染症への対応

力. 職員は日々の感染情報を確認するとともに、自らの体温や諸症状等身体状態を把握する。

感染症を持ち込まないように、法人の指針に従い予防に徹する。

キ. 入居者もしくは職員が新型コロナウィルスに罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。

ク. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシミュレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) 安定した事業所運営の確立

イ. 常時満室運営を目標とする。町内外の各医療機関相談課、各宅介護支援事業、包括支援センターへ積極的に訪問営業を行う。部屋が空いていない場合や、即入居を希望されない場合は入居待機者として確保する。

イ. 生活相談を通して入居者の心身状態の把握を行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人了承の下で、不便が無いよう必要なサービス提供を行う。

- ウ 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室を訪問して情報収集に努める。また、食事に関する意見、要望等について定期的に聞き取りを行う。
- ケ 介護力を要する利用者の受け入れも積極的に行う。
個々の課題を整理し、併設している小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、ぬくもりの郷併設の訪問介護及び訪問看護事業所と連携して手厚い介護サービスで生活を支える。
- コ 入居後、持病が悪化したり、著しく心身機能が悪化した場合は、本人にとり適切な住まいを検討する。
- カ 自然災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア 職員は職務に誠実で利用者を第一に考えなければならぬ。
- イ 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。
また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- エ 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和4年度 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

要介護状態になった利用者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続でき、自立できるよう適切な保健・医療・福祉サービス等、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業実施に当っては、介護報酬改定の内容を理解し、適正に居宅介護支援を行うために事業所内外での学習会や研修会に参加すると共に、関係機関と連携し、介護保険制度全般について情報の共有が行なえるよう努める。

又、介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を構築・推進し、地域包括支援センターや各関係機関や地域住民の方々との緊密な連携を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、紹介する居宅サービス事業所に不当に偏りがないよう、公平中立な業務に努め、質の高いケアマネジメントの提供を出来るよう努める。

○重点的な取り組み

(1) 利用者の自立を支援できる質の高いケアマネジメントを行う。

ア. 利用者の心身状態や環境や生活ニーズの情報収集・分析し利用者が自立した生活を過ごせるよう、適切にアセスメントを行う。

イ. 利用者と家族の面談を通してニーズの把握、サービス利用に伴う居宅サービス事業所の複数の紹介、ケアプランに位置付けた理由の説明、前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用、各サービス毎の同一事業所によって提供された割合の説明を適切に行う。

ウ. サービスの提供する事業所と情報共有を行い、利用者本位の自立支援と重度化防止、介護者の介護負担が軽減できるように努める。

エ. 地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化する。

オ. 疾病を抱えていても在宅生活が継続できるよう、医療機関への情報提供や交換を行い適切なサービスを利用出来るよう連携を強化する。

力．利用者・家族にサービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護の情報提供を積極的に行う。

（2）事業所の運営安定化や人材確保等への取り組み推進

- ア．事業所内外での計画的な研修を実施、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所との事例検討や研修会参加、介護支援専門員実務研修者受入れ、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する事で、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し事業安定の取り組みを行う。
- イ．介護保険サービスを必要とする利用者の支援や事業所の安定した運営の為に、事業内のケアマネを通しての紹介、関係事業所との関りや、研修会を通しての人材情報収集や紹介、介護支援専門員実務研修実習生を積極的に受け入れ、介護支援専門員の人材確保に取り組む。
- ウ．適減性により介護支援専門員 1人当たりの受け入れ件数の上限 39 件を、適減性の緩和要件を満たし上限を 44 件に増やす事で経営の安定化を図る。
- エ．医療と介護の連携の強化に伴い、入退院や末期癌利用者の対応、平時から医療機関との連携を密接に行う。
- オ．地域包括支援センター、医療機関、行政等の各関係機関と情報提供や交換・連携強化を行い利用者の確保に努める
- カ．介護総合相談スペースあったか業務を行う事で、地域住民の介護ニーズの相談を受け適切な支援を行うと共に地域包括支援センターとのスムーズな連携を行う。
- キ．地域包括支援センターとの連携で、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントの再委託を受け運営の安定化を図る。
- ク．訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランは検証する。
- ケ．感染症対策、感染症や自然災害時の業務継続、高齢虐待防止、ハラスメント対策に向けた取り組みを強化する
- コ．障害福祉制度の相談支援専門員との密接に連携する。

- サ. 紹介する居宅サービス事業所に偏りがないよう、公正中立な業務に努める。
- シ. 事業所内外の研修等を通じて、介護支援専門員個々の能力向上を図るよう努める。
- ス. 地域包括ケアシステムの構築の推進のため、地域ケア会議に参加し、関係者や地域との連携強化を図る。
- セ. 主任介護支援専門員の持つ高いケアマネジメントの専門性を生かし複数の課題を持つ支援困難ケースについて積極的な支援に努める。また、地域の介護支援専門員の支援や相談を行いケアマネジメント技術の向上支援を行う。
- ソ. 介護保険申請に関する個人番号（マイナンバー）の個人情報管理は、取扱いマニュアルに基づき行う

(3) 地域社会から信頼される事業所作り。

- ア. 積極的に地域に出向き、介護ニーズの把握に努めるとともに適切なサービス提供を行う。
- イ. 特別養護老人ホームとの連携で24時間連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

令和4年度 余市町地域包括支援センター 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

関係機関との密接な連携により、高齢者が住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

介護保険サービス等の公的サービスのみならず、諸制度やインフォーマルなサービス等、多様な社会資源を活用し、安心して日常生活が送れるよう包括的及び継続的に総合支援を行う。

多くの地域の方が訪れるイオン余市店に事務所を置いている利点を生かし、日常生活の身近な保健医療・介護等に関する相談窓口の拠点として、高齢者をはじめ、障がい者等の、様々な生活環境の方の介護相談支援が一層充実するように努め、介護保険関連事業所等と障害者制度相談員等と連携し、総合的に相談できる入口相談機能等を担う。

福祉・保健・医療をはじめ、生活困窮者支援事業所等の関係機関や各地区の民生委員・区会等の協力を得て、地域が抱える課題やニーズの把握に努め、地域住民が自立した生活を営めるよう取り組みを行う。

○事業への取り組み

(1) 第1号介護予防支援事業

- ア. 地域の高齢者が住み慣れた余市町で安心して生活を継続できるようにするために、本人ができることは、できる限り本人が行う事を基本としつつ、主体的な活動と生活の質を高める事ができるよう、介護予防ケアマネジメントを行う。
- イ. 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を構築・推進を行う。
- ウ. 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、多職種の関係者が協力して要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向けて、自立支援型地域ケア会議で検討を行う。

(2) 総合相談支援事業

- ア. 高齢者的心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保険医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。
- イ. 支援を必要とする高齢者を見出し、保険医療福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うとともに、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る。

(3) 権利擁護事業

- ア. 専門機関として虐待相談を受け、「余市町虐待防止マニュアル」に基づき、余市町・在宅介護支援センターと連携を図り、計画的な支援を積み重ねて、虐待の終結に向けた支援を行う。
- イ. 高齢者・家族及び関係機関等からの相談や実態把握によって、その被保険者の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約について支援が必要な場合、預貯金等の財産管理など、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、余市町と連携を図り、支援を行う。

(4) 包括的・継続ケアマジメント事業

- ア. 保険医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による高齢者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じ、高齢者が地域において、自立した日常生活を営む事ができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う。
- イ. 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携強化に努め、支援が必要な高齢者に対して積極的なセンター利用を促進し、地域住民の協力を得ながら、認知症や精神疾患・経済破綻等による困難事例について、地域ケア会議を行い、余市町の現状や課題等を複合的に把握する。
- ウ. 民生委員協議会の地区定例会に参加するなど、関係団体との連携を図り、支援を要する高齢者等の把握に努め、一般介護予防事業等の利用に繋げる。

- エ. 介護予防や認知症の方への支援・包括ケアについて、様々な機会を通じて学習会・講演会の開催を開催し、普及啓発活動の実施に努める。

(5) 職員の質の向上の取り組み推進

- ア. センター職員が外部の研修会に参加することにより、専門的知識・技術を取得する事で専門職としての資質が向上にできるように努める。

(6) 地域社会から信頼されるセンター運営

- ア. 地域の方が多く訪れるイオン余市店に事務所を置く事で、地域の総合的介護相談の拠点として相談者が気軽に立ち寄る事ができ、相談者のニーズに応じた相談支援に努め、リーフレット・センター便りを活用し、地域にある高齢者向け住宅や様々な介護サービス情報について周知を行い、一人ひとりのニーズに合ったサービスが利用できるよう支援する。

イ. 利用者の意向を最優先とし、公正・中立を基本とした業務を実施する。

ウ. 介護保険に関する申請等において、個人番号等の個人情報を取扱う際には、取扱マニュアルに基づき適正に対応する。

エ. 余市町が主体となって定期的な情報共有・連携強化の場所として設置する「協議体」に参加し、地域課題について、住民・関係機関と連携・協働し取組み、地域の住民主体の支え合い・資源開発等を推進する。

オ. 余市町医療・介護連携推進協議会に参加し、圏域の課題などを検討・情報共有を図り、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れたまちで自分らしい暮らしを続けていけるよう取り組む。

カ. 感染症の発生及びまん延に関する取組の検討、感染症や自然災害時に支援が継続的に提供できる体制の構築検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

- キ. 地域や職域で認知症の方や家族を手助ける認知症サポーターの養成を引き続き行う。
- ク. 認知症の方やご家族が、地域で孤立する事なく、安心して過ごす事ができるよう、認知症推進員と協働し支援する取組を行う。

(7) 他市町村の地域包括支援センターとの連携強化

- ア. 後志における地域包括支援センター間の意見交換会による連携強化を図り、様々な事例に関する対応策等を研究するなどをし、介護給付事業のみならず、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした地域支援事業について、地域の高齢者が適切にサービス利用出来るよう支援する。

令和4年度 介護総合相談スペース あつたか 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

365日開所する事で、日中は仕事などで相談することができなかつた方をはじめ、土日祝日で行政機関が閉所している日に、都市部に住む家族が帰省し、認知機能低下などについて、家族が心配とする高齢者の変化について早期に介護相談を行つて頂けるよう、体制構築に努める。

また、買い物に訪れた際などに、誰でも気軽に介護相談を行なうことができ、高齢者の方々のみならず、介護問題を抱えるご家族も気軽に相談に訪れるができる総合相談体制の構築を図り、相談者等が必要なサービスを利用する事ができるよう努めるとともに、余市町の地域福祉の充実に寄与できるよう運営に努める。

○重点的な取り組み

(1) 相談支援機能部門の連携

ア. 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等と連携し、それぞれの専門領域知識を発揮し、相談者の実情やニーズに合わせた相談援助を行う。

(2) プライバシーを配慮した相談支援

ア. 法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で相談支援を行うと共に、多くの地域の方が訪れる場であるので、個人情報に配慮が必要な相談の場合、プライバシーが守られる個室相談室を活用し、相談者の心理面を配慮した相談援助を行う。

(3) 総合相談スペースとしての広範性の確保

ア. 相談者一人ひとりのニーズに応じて介護保険制度のみならず、障害者制度・生活困窮支援に関する諸制度、地域にある高齢者向け住宅やインフォーマルサービス情報を活用した質の高い相談援助に努める。

令和4年度 余市町訪問配食サービス事業 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

余市町と連携を図りながら、余市町訪問配食サービス事業実施要綱に基づき適正なサービスの実施に努める。また、地域の独居または高齢者夫婦世帯に対し、安否確認を適切に行い関係機関との連携を図る。

○重点的な取り組み

(1) 訪問配食サービス事業の運営安定化の取り組み推進

- ア. 余市町と連携し、サービスが必要な利用者については、適切なアセスメントをもとに早期利用の体制整備に努める。
- イ. 繼続利用者については、余市町保険課・在宅介護支援センター等の関係機関でつくる「余市町訪問配食サービス調整ケア会議」にて、再アセスメントを行い6ヶ月毎の利用の確認を行う。
- ウ. 訪問時には、利用者の様子や会話に注意深く対応すると共に、日常生活に変化が無いことを確認し、変化がある時や安否が確認できない時などは関係機関等と連携を図りながら、家族対応を含めて本人の安全の確認に努める。

(2) サービスの質の向上

- ア. 利用者の食事形態に合わせた食事内容とし、健康に配慮した上での嗜好を取り入れ、健康で自立した食生活の一端を担っていく。
- イ. 利用者に対しては、法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で臨んでいく。

令和4年度 介護職員初任者研修事業所フルーツ・シャトーよいち 事 業 計 画 書

○今年度の取り組みの概要

介護技術のノウハウや、施設設備等の高齢者複合施設の機能を生かし、住民の福祉知識や技術の向上、マンパワー確保を目的として、介護職員初任者研修事業を実施する。

研修の企画の段階では、特に町内の高校、福祉関連の事業所には積極的に案内し受講生の募集に努める。

○重点的な取り組み

(1) 専門的なカリキュラムの実施

ア. 制度下の初任者研修カリキュラムに基づき、より学習成果が高くなるような演習を企画し実施する。

(2) 実施案内方法の検討

ア. 新聞折り込みでの実施案内に加え、ホームページ・各事業所への直接案内、店舗ポスター掲示などで広く実施案内を行い、受講ニーズ確保に努める。

(3) 社会福祉法人地域公益事業の実施

ア. 社会福祉法人の公益事業の一環として、生活保護者の就労支援を目的として初任者研修受講料を免除する取り組みを継続する。

イ. 生活保護者の受講費用減免に当たっては、北海道社会福祉事務所余市出張所と緊密な連携を図り実施する。

ウ. 介護人材の確保に向けた学校との連携活動の強化のためにも、北星学園高等学校の生徒への受講料減免を実施する。

令和4年度 児童養護施設 櫻ヶ丘学園 事業計画書

○はじめに

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

また、令和3年度から国が推進している、「社会的養育推進10ヶ年計画」における、施設の小規模化・多機能化・高機能化について、策定した計画の課題にどう対応していくかの検討をすすめるとともに、必要に応じた準備を行う。具体的には、定員の見直し、人材の確保と育成、建物の改修、修繕等を踏まえた予算の確保（積立金）を継続して計画し対応していく。

そして、養育の本質を変えることなく「児童の健全育成と自立に向けた支援」の在り方、子どもたちが安全安心に生活できる施設生活の充実のために事業を進めていく。

○重点的な取り組み

- (1) 児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。
- ア 日々の支援活動を検証し児童養護施設としての役割を理解する中で児童の健全育成と自立に向けての支援、安全安心のできる施設生活を開拓する。
- イ 地域小規模児童養護施設の充実と新たな地域小規模児童養護施設開設に向けての準備をおこなう。
- ウ 施設の小規模化・地域分散化の基礎とすべく小規模グループケアーの生活支援を充実させる。
- エ 心理療法担当職員による心理的ケアーの充実を図るとともに施設の高機能化にむけて課題整理を図る。
- オ 看護師の配置と看護師を中心とした看護ケアーの支援体制を構築する。
- カ 児童養護施設における食育を考察し推進していく。
- キ 生活の主体である子どもたちの意見や活動を日常生活支援により反映させる取り組みを構築する。

(2) 社会のニーズ、地域のニーズや期待に応えていく取組

- ア 里親制度及び里親への支援協力を図る。
- イ 児童家庭支援センターの開設に向けての取り組み。
- ウ 子育て支援短期利用事業の取り組みの充実を図る。
- エ 施設の小規模化・多機能化・高機能化に向けた推進計画を検討する。

(3) 職員の意識の向上と専門技術の向上を図る。

- ア 日々の業務の中で報告・相談・連絡の徹底を計り責任ある業務を行う。
- イ 日常業務の在り方を検証する。(業務マニュアルの精査)
- ウ 各人の役割を明確にし、役割を理解し、各人が責任をもって円滑に業務の執行を行う。
- エ 内外研修（オンライン含む）等を通し専門技術の向上を図る。
- オ 施設としてのリスクマネージメントの検証と構築を図る。

令和4年度 地域小規模児童養護施設 さくら

事業計画書

○はじめに

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

○地域小規模児童養護施設 さくら

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念と施設経営の柱に基づき、本体施設の分園として余市町にて事業を展開する。

定員を6名までとし、児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

また、子どもたちがごく当たり前に安心して暮らす家としての機能の充実をはかる。

さらに、2ヶ所目の開設に向けた準備を行う。

○重点的な取り組み

(1) 家庭的な生活に近づけ、児童の権利擁護、最善の利益を追求し、健全育成と社会的自立に向けての取り組みを行う。

(2) 地域社会の一員として社会生活を通じ社会的自立に向けての取り組みを行う。

令和4年度 児童養護施設 北海愛星学園

事業計画書

○はじめに

児童養護施設北海愛星学園の事業理念

個人の尊厳と権利擁護を基本とし、温かい温もりのある生活環境により、子ども一人ひとりの情緒の安定と基本的生活習慣の確立を支援する。そして、将来、社会の一員として自立し、心豊かに健康でたくましく強く生きていける児童の養育に務める。

事業理念に基づく施設運営

「都道府県社会的養育推進計画」が実施され2年が経過するが、社会的養育の現場には大きな変革の波が押し寄せている。施設の小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化に対応していかなければならず、児童養護施設は養育機能をより専門的にする必要がある。心理職のアセスメント能力を向上させ、その子どもの特性を見極め、適切な処遇方針による養育を実践すると共に、「機中八策」を基本としたチームケアを行い、幅広い受け皿となれるように「養育の質」の向上を意識した支援を行っていく。また、令和4年度は3年に1回義務付けられている第三者評価の受審年のため、前回の結果を踏まえ、問題点の改善に取り組み質の向上を図る。

施設の小規模化、地域分散化や多機能化の推進には、これを支える人材確保と養成が重要な課題となる。各学校への求人に加え、実習生及びインターンシップの受入れ、求人サイトの活用などにより、就職希望者の確保に取り組む。

○重点的な取り組み

(1) 園舎改築移転計画

- ア 園舎移転改築に向け令和4年度の申請に向け作業を進めており、現在の社会的養護の施策に関する方向性を含めて、関係機関と協議・確認をしながら移転改築を推進していく。
- イ 移転改築にあたっては家庭的養育の支援体制を基本とする。
- ウ 施設整備にあたっては蘭越町住民の意見を尊重し、地域のコミュニティーの核となるような計画を策定する。

(2) 地域小規模児童養護施設の開設

- ア 国が推進する施設の小規模化・地域分散化・高機能に向けて、(1)の計画の他、令和5年度より札幌市内（真駒内）において地域小規模児童養護施設の開設に向け、関係機関との連携など開設準備を進めめる。

- (3) 児童の抱える問題を的確に捉え心身共に健やかな児童の育成を進めるため、次の取組を行う。～12項目～
- ア 児童の人格を尊重し権利を保障する
 - イ 心理職を中心とした自立支援計画の作成と支援の実践
 - ウ チームアプローチ体制の確立に向けた組織づくりと情報共有システムの構築
 - エ 支援内容の確認と質的向上に向けた第三者評価に基づく自己評価の実施
 - オ 運営委員会を中心とした家庭的養育に向けた具体的な取組の検討
 - カ 退所児童へのアフターケア体制の構築
 - キ 必要な福祉人材確保に向けた実習生、ボランティア、インターン等の受け入れ
 - ク スキルの向上及び専門性の獲得に向けた研修会の参加及び園内研修の充実
 - ケ ケアの専門性の向上を目的とした基幹的職員と各種専門職員の確保と養成
 - コ 児童相談所、学校、医療機関等との連携強化
 - サ 施設運営の透明性を目的としたホームページと広報誌の発行
 - シ 大規模災害等に備えた事業継続のための対策の強化
- (4) 地域との連携、地域活動への参加
- ア 子育て短期支援事業の取り組みの充実を図る
 - 蘭越町・小樽市・真狩村の他、ニセコ町・俱知安町との委託契約予定
 - イ 蘭越町との連携
 - 園舎移転改築に向けた連携（後援会活動の活性化）
 - 蘭越町要保護児童対策地域協議会との連携
 - 道立蘭越高校の存続に向けた教育委員会、蘭越高校との連携
 - ウ 児童家庭支援センターの開設に向けた関係機関との協議
 - エ 施設の小規模化・多機能化・高機能化に向けた推進計画を

令和4年度 児童福祉施設 にき保育園

事業計画書

○はじめに

保育所保育指針に基づき心身の健全な育成を図ります。

にき保育園では子どもや保護者に安心して利用される保育サービスの充実に向け、保護者の意見や要望などを聞き取りやすくする体制作りや透明性のある保育運営を目指します。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止対策を継続し、仁木町及び小中学校と連携をとりながら保育事業の継続に努めます。

○重点的な取り組み

(1) 保育内容の充実

- ア 保護者や子どもがより安心して利用できる保育を目指し、一人ひとりの発達に寄り添い、保育を受ける子どもの生活を保障する。
- イ 子どもと保育士の良い関係を深め、子どもを尊重した保育の実践を行う。
- ウ 保護者の意見や要望を取り入れた個別支援を行う。
- エ 事故報告、苦情解決報告、ヒヤリハットを職員会議等で報告し、全体周知を強化させ業務上の改善を図り、安心、安全な施設運営に努める。
- オ 教育・保育要領、保育指針に基づき、幼児教育の支援計画をより充実させ、保育所保育と小学校教育の円滑な連携が図れる支援を行う。

(2) 職員の育成と資質向上

- ア 職員一人ひとりが自分の考えを建設的な意見として話し合える環境を作っていく、また個々の特質を生かせるような集団作りをしていく。
- イ 職員の専門性向上に向けた研修を行っていく。
- ウ 職員の意欲向上に努め、業務の見直しと改善、計画有給を推進し職員のリフレッシュを図る福利厚生を継続していく。

(3) 食育

- ア バランスの取れた給食を実施し、食事に対する関心を高め苦手な食べ物を減らせるよう無理なく配慮した支援を行う。
- イ 食物アレルギー児に対応し保護者と連携をとり、誤食等の事故防止に努める。

(4) 地域における公益的な取組

- ア 仁木町の子育て親子が利用できる園庭開放などを企画する。また子育てについての悩みや不安などについても相談に応じていく。
- イ 小学生の生活科学習として保育園体験・施設見学の受け入れや、年長児と小学生が交流を深める学校事業の受け入れを行う。また中学生の職場体験学習として学生の受け入れを行い。地域との交流が深まる事業を継続する。

(5) 児童福祉施設事業の充実計画の推進

- ア 仁木町子育て支援拠点施設整備事業による、保育園、子育て支援拠点、学童保育、児童館などを含む総合施設の建設にあたり、仁木町と協議を継続し、子育て施設環境の充実を目指す。

令和4年度 地域子育て支援拠点 おおきな木

事 業 計 画 書

○はじめに

家庭で子育てしている親子に対し、育児不安や子育ての孤立を解消するよう積極的に取り組む中で、親同士の出会いと交流の場として、また子ども達が自由に遊び関わりあう場として、地域の親子・家庭・地域社会の交わりを作り出す場としての機能を目指します。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止対策に努め、仁木町と協議・連携をとりながら事業を行います。

○重点的な取り組み

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ア 子育て親子のニーズを把握しながら、遊びや交流などの機会を提供して利用向上につなげる。
 - イ 戸外活動での親子の交流を深める企画・推進。
- (2) 子育て等に関する相談・援助
 - ア 仁木町保健課や他機関との連携を図りながら、相談援助の充実を図る。
 - イ 担当職員の技術向上を目的とした研修など学習の機会を設定し、相談援助業務の向上に努める。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - ア 保育園との連携を図りながら保育園での取り組みを知る機会の提供、保育園の見学や一時預かり等の利用についての情報提供を積極的に行う。
- (4) 子育て支援に関する講習会等の実施
 - ア 地域の子育て親子に役立つ 講習会の実施を検討する。
 - イ 新型コロナウイルス感染症防止対策を実施するため、密を避けた講習会として屋外やネットワークなどを利用したリモート講習会などで開催していく。
- (5) 地域における公益的な取組
 - ア おおきな木の絵本貸出しによる地域貢献を目指した取り組みを行う。